

## 愛媛大学社会共創学部同窓会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、愛媛大学社会共創学部同窓会と称し、事務局を愛媛大学社会共創学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、愛媛大学社会共創学部（以下「社会共創学部」という。）と密接に連携し、その発展に資するとともに、会員相互の連携・協力及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会共創学部の教育研究活動に対する支援事業
- (2) 社会共創学部の在学生の活動及び行事に対する支援事業
- (3) 支部の組織化及び支部活動に対する支援事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 社会共創学部の卒業生
- (2) 準会員 社会共創学部の在学生
- (3) 特別会員 社会共創学部の教職員
- (4) 賛助会員 第9条に定める役員会において承認された者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、正会員のうちから、総会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- (3) 理事は、会務を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 事務局長は、本会の事務を処理する。

(役員の手当等)

第9条 役員の手当等については、別に定める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集してその議長となる。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、原則として毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は、会務及び会計の報告その他重要事項を審議する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 6 役員会は、会務及び会計その他必要事項を審議する。
- 7 役員会は、役員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 8 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(支部)

第11条 本会は、必要に応じ、役員会の議を経て支部を置くことができる。

- 2 支部に支部長及び副支部長を置く。
- 3 支部長及び副支部長は、役員会において選任する。
- 4 支部長は、当該支部の業務を統括する。
- 5 支部長は、当該支部の事業活動等を役員会に報告しなければならない。
- 6 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 支部の運営に関する事項は、当該支部において定める。

(事務職員)

第12条 本会の事務局及び支部に事務職員を置くことができる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入金をもって充てる。

(会費)

第14条 本会の会費は終身会費とし、入会時(準会員は入学時)に2万円を納入するものとする。ただし、特別会員及び賛助会員は会費の納入を要しない。

- 2 入会後に会員の種別が変更になった場合は、入会時に納入した会費をもって当該会員の会費を納入したものと見なす。
- 3 納入した会費は、返還しない。

(会員の報告)

第15条 正会員は、住所、姓名、勤務先等に変更が生じたときは、事務局に報告するものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第17条 本会則を改正する場合は、役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

#### 附 則

- 1 この会則は、令和2年3月24日から施行する。
- 2 本会発足時の役員は、第6条の規定にかかわらず、本会の発起人をもって充てる。
- 3 本会発足時の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 4 平成28年度から令和2年度までの入学生に係る会費は、第14条第1項の規定にかかわらず、所定の期日までに納入するものとする。

#### 附 則

この会則は、令和4年8月10日から施行する。